

庁 中 一 般

国立市長 永見 理夫

平成 31 (2019) 年度予算編成方針について (通達)

国立市は、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や老朽化した公共施設の更新等、様々な課題に直面している。また、幼児教育・保育無償化や会計年度任用職員制度など、制度設計によっては大きな歳出増の可能性があり、今後の動向を注視していく必要がある。

こうした時代環境の中にあっても、国立市は、「行財政改革なくして住民福祉の向上なし」という強い信念の下、適切な行政評価を実施し、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、将来に責任を持ち、人口動態、社会経済状況等の変化に対応した計画的・安定的な財政運営を行う責務がある。

また、平成 28 (2016) 年 4 月に施行した国立市健全な財政運営に関する条例 (以下「条例」という。) による、健全で規律ある財政運営の確保についても併せて図っていく必要がある。

そこで、平成 31 年度予算編成は、「平成 31 (2019) 年度 国立市行政経営方針」に基づき、下記事項を遵守し取り組むものとする。

記

1 予算編成における基本方針

- (1) 政策事業は「第 5 期基本構想第 1 次基本計画」で示す施策の方向性に基づくこと
- 政策事業は、「第 5 期基本構想第 1 次基本計画」で掲げる 次世代の育成、安心・安全の確保、 国立ブランドの向上、の 3 つの政策の視点に基づき優先順位を見極めるほか、「平成 31 (2019) 年度行政経営方針」における重点施策を踏まえ事業採択を行う。ただし、必要な財源が手当てできない場合は、採択候補とした事業についても予算計上を見送ることがある。

(2) 経常事業はゼロシーリングを前提とすること

経常事業の予算（対象者の自然増や基準単価の改正に伴い必然的に増額となる経費等）については、ゼロシーリング（前年度比 0%の伸び）を前提とした所管課と政策経営課との調整を行い、優先度を考慮した事業の採択、見直し及び予算の組み替えを行う。よって、新規計上する場合や、予算見積額が平成 29（2017）年度決算額及び平成 30（2018）年度決算見込額と乖離^{かいり}がある場合は、その理由と根拠を明らかにするとともに、他の歳出予算を見直すこと等によりゼロシーリングとなるよう調整すること。

(3) 嘱託員・臨時職員の人員・コストもゼロシーリングを前提とすること

国立市は他市に比べ非正規職員比率が高く抑制を図る必要があることから、正規職員のみならず嘱託員及び臨時職員についても、人員増・コスト増を前提としないように見積りを行うこと。

(4) 行政評価システムに基づく予算編成を行うこと（条例第 7 条関係）

効果的・効率的な行政運営を実現するため、「第 5 期基本構想第 1 次基本計画」における施策の目的実現のため真に必要かつ優先度の高い事業を精査して計上すること。事務事業評価結果及び副市長ヒアリングで示された見直しの方向性を踏まえ、事業のスクラップアンドビルドに取り組むこと。また、国立市事務事業評価委員会からの答申である「事務事業評価結果報告書」を真摯に受け止めるとともに、予算編成に必ず反映させること。

(5) 「財政健全化の取り組み方針・実施細目」に基づく健全化の取組を進めること

全ての事務事業について、平成 26（2014）年 2 月に策定した「財政健全化の取り組み方針・実施細目」に示されている「財政健全化の基本方針」を今一度確認し、その在り方を検証すること。そして、「具体的方策の実施細目」及び「仕組みづくりへの実施細目」において列記されている事業や費目については、具現化するための取組を着実に進めるとともに関連経費を予算計上すること。また、平成 30（2018）年 6 月に国立市財政改革審議会から提出された意見書の内容を尊重し、財政健全化に向けた取組を進めること。

2 予算見積りの基本的事項

予算見積りに当たっては、上記基本方針に留意するほか、次の基本的事項に基づいて行うこと。

【歳入】

歳入の見積りに当たっては、過去の実績のみならず、国や東京都の制度改正等の情報を的確に捕捉するとともに、多角的かつ総合的に検討を行い、積極的に補助金などの財源の調査・情報収集に努め、収入の確保を図ること。

(1) 市税

課税客体の的確な把握及び市民負担の公平性の確保を図るとともに、全国トップレベルの収納率の維持に努め、収入の確保を図ること。

(2) 地方交付税・利子割交付金等

過去の実績を踏まえ、経済や制度改正の動向に十分留意し的確に見積もること。

(3) 国・都支出金

改正が予定される国庫等補助制度などの動向を積極的に把握し、最大限、国・都支出金の確保に努めること。なお、補助金等の削減・廃止が予定されている場合は、対象事業についても縮小・廃止を含め見直しの対象とする。

(4) 使用料・手数料・本人等負担金（見直し実施項目）(条例第11条関係)

行政において効果的・効率的な運営に努めた上で、適切な経費を算出し、適切な金額を設定すること。また、応能負担による料金体系の設定や減免基準の明確化を行うよう努めること。

(5) 市債（条例第14条関係）

関係機関と協議の上、妥当性や充当率を十分検討し、後年度の財政負担にも留意すること。

(6) その他の収入

上記以外の収入についても的確な捕捉に努め、財源の確保を図ること。

【歳出】

歳出の見積りに当たっては、後年度負担を十分考慮する中で、最小限の経費で施策目的の実現を目指すよう留意するとともに、予算流用が生じないように、科目の性質を十分理解した上で適切な予算科目に計上すること。

(1) 人件費

国立市の正職員数、嘱託員数及び正職員 1 人当たりの時間外勤務時間数は増加傾向にあり、類似団体平均・多摩 26 市平均を上回っている。平成 30 (2018) 年 2 月に策定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、職員定数及び時間外勤務時間数の適正化に努め、抑制を図ること。

(2) 物件費 (需用費・役務費・委託料等)

物件費については、創意と工夫により効率化を図り、より一層の節減を行うこと。また、新規経費については、後年度負担を考慮し、仕様を明確にするなど慎重に見積もること。

なお、情報システム関連経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システムの新規調達 (新規開発・再調達・改修・機器更新) については、「情報システム調達ガイドライン」に沿った手続を済ませること。

国立市社会福祉協議会やくにたち文化・スポーツ振興財団等、指定管理者となっている関連団体については、指定管理者制度の導入目的、利用者評価や実績報告書等を踏まえ、担当部局において当該団体の予算について検証を行い、引き続き対象経費の精査を図ること。

(3) 扶助費

扶助費については、原則として単価の引上げや対象枠の拡大等を行わず、対象者数のみを考慮して見積もること。

(4) 維持補修費

維持補修費については、必要性・緊急性の観点から精査し、また、仕様についても従前のものにとられることなく、効率性及び費用対効果の観点から必要最小限に見積もること。

(5) 補助費等(条例第9条関係)

補助費等(市が支出する負担金・補助金及び交付金)については、実績報告等により、補助金交付団体の財政状況を確認し、特に繰越金(内部留保)の額を確認した上で、金額を見積もるとともに、一部事務組合等負担金については、事務組合担当者会議等で組合に所属する団体に対して国立市の方針を説明し、積極的に経費節減を提案すること。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業費については、仕様・工法等を十分に検討するとともに、事業スケジュールを勘案した上で設計金額を算出し見積もること。

(7) 各特別会計予算・一般会計から特別会計への繰出金(条例第8条関係)

国立市の一般会計が厳しい財政状況に置かれている要因の一つは、特別会計への繰出金であることから、特別会計においても本方針に基づく適切な予算編成を行うこと。

以上